

公募型プロポーザルの公告

いの町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年11月7日

いの町長 池田 牧子

1 業務の概要

(1) 業務名称

いの町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務

(2) 業務の目的

次期計画「いの町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第10期）」の策定にあたり、地域づくりの観点から、地域の実情を把握し、要介護状態になる前の高齢者に対する介護予防・日常生活支援総合事業の評価等を行う必要がある。そのために、地域診断を行うことを目的としてアンケート調査を実施する。

また、国や県の動向、当町高齢者の状況等を的確に把握し、当町が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サービス目標量を定める、第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定することを目的とする。

(3) 業務内容

【日常生活圏域ニーズ調査業務】

① 日常生活圏域ニーズ調査の実施

本町の65歳以上高齢者で要介護認定を受けていない高齢者約7,500人を抽出して実施。

- ・調査項目の検討と印刷（高齢者が回答しやすい様式を提案）
- ・対象者の抽出、宛名作成は町が行う
- ・封筒代や郵送費用など、調査票の発送及び回収に係る費用は全て委託料に含む。
- ・調査結果のデータ入力件数 回収率80%（約6,000件）想定
- ・集計分析作業（単純集計及び属性等のクロス集計、評価項目別の判定集計）

② 調査結果報告書（調査結果の要点がわかりやすいよう工夫すること）

③ 地域包括ケア「見える化」システムのデータ作成

④ 成果品（令和8年3月24日を期限とする）

- ・印刷物一式（調査票、発送・返送用封筒）
- ・集計データ（単純、クロス、判定別集計表等のエクセルデータ）

- ・調査結果報告書データ（簡易製本1部、ワード・エクセルデータ）
- ・「見える化」システム登録用データ

【第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務】

- ① 基礎的な地域データ及び資料の整理分析
- ② 給付実計画目標量の設定績集計・分析の実施
- ③ 計画目標量の設定
- ④ 施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ
- ⑤ 計画骨子案・素案の作成
- ⑥ パブリックコメントの実施支援
- ⑦ 計画策定委員会の運営支援
- ⑧ 成果品（令和9年3月24日を期限とする）

- ・第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画100部

（A4、本文1色刷、100頁程度）

- ・第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画概要版：PDF納品

（A3両面、4頁程度、オールカラー）

- ・上記データ一式

各種分析・集計データ

(4) 業務期間

契約締結日から令和9年3月24日まで

(5) 履行場所

いの町1400番地

2 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (4) プロポーザル方式により受託候補者を決定しようとする業務（以下「該当業務」という。）の実施年度において、いの町一般競争（指名競争）入札参加資格を有している者であること。
- (5) いの町建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) いの町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号

に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

- (7) 個人情報保護方針が社内規定として整備されていること。
- (8) 第9期介護保険事業計画の策定実績があること。

3 参加手続

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

いの町 ほけん福祉課（担当山本）

〒781-2110 高知県吾川郡いの町1400番地

電話（088）893-3810

FAX（088）893-1101

E-mail hokenhukushi@town.ino.lg.jp

- (2) 実施要領・仕様書、参加申込書等の入手方法

いの町ホームページからダウンロードする。

- (3) 実施要領・仕様書等に係る質問書

ア 質問方法

質問書（様式第1号）を電子メールまたはFAXにより提出する。

イ 受付期間

令和7年11月12日（水）午後5時までとする。

ウ 提出先及び受信確認先

(1) に示す場所とする。

エ 回答方法

令和7年11月14日（金）までにいの町公式ホームページに掲載する。

- (4) 参加申込書及び企画提案書等必要書類の提出

ア 申込方法

郵送又は持参。

※郵便による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。

※持参の場合は平日午前9時～午後5時のみ受け付ける。

イ 申込期限

令和7年11月21日（金）午後5時までとする。

ウ 提出場所

(1) に同じ。

4 審査の手続き及び受託候補者の選定

企画提案書等の審査は、当町が設置する「いの町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務プロポーザル審査委員会」が別記「いの町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務プロポーザル方式評価項目及び評価基準」に基づき、提案書による書類審査及びプレゼンテーションを行い、受託候補者を決定する。

(1) 日程
令和7年11月27日(木)午前9時から

(2) 場所
高知県吾川郡いの町1400番地 すこやかセンター伊野 大会議室

(3) その他
説明の順番、時間については提出書類の受理順とし、追って通知する。

5 契約方法

受託候補者といの町との協議が整い次第、契約を締結するものとする。ただし、受託候補者が参加資格要件を満たさないこととなった場合及び失格事項に該当した場合は、契約を締結しない。また、受託候補者と契約締結に至らなかった場合には、次点者と協議を行うものとする。

契約手続き及び契約書はいの町契約規則の定めるところによるものとする。

6 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。

(2) 次に該当する提案は無効とする。

ア 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合

ウ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

オ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 見積金額が実施要領に示した事業規模(提案限度価格)を超える場合

キ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合

ク 著しく信義に反する行為があった場合

(3) 提出期限後における参加申込書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。

(4) 本プロポーザルに参加を希望する者で、受託候補者を決定しようとする業務(以下「該当業務」という。)の実施年度において、いの町一般競争(指名競争)競争入札参加資格を有していない者は、実施要領に記載する必要書類を参加申込書に添えて提出すること。

(5) その他詳細は、実施要領による。